

省令別記様式第9（都市計画法施行規則第34条関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更
又は第一種特定工作物の新設許可申請書

都市計画法第43条第1項の規定により、 <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">建築物</td> <td style="padding: 5px;">新築</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第一種特定工作物</td> <td style="padding: 5px;">改築</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">用途の変更</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">新設</td> </tr> </table> の許可を申請します。		建築物	新築	第一種特定工作物	改築		用途の変更		新設	※ 手数料欄							
建築物	新築																
第一種特定工作物	改築																
	用途の変更																
	新設																
年　　月　　日																	
様																	
許可申請者　住所	電話	番															
氏名																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td>建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>その他必要な事項</td> <td></td> </tr> </table>			1	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積		2	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途		3	改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途		4	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由		5	その他必要な事項	
1	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積																
2	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途																
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途																
4	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由																
5	その他必要な事項																
※ 受付番号	年　月　日　第　号																
※ 許可に付した条件																	
※ 許可番号	年　月　日　第　号																

- 備考
- 1 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 ※印のある欄は記載しないこと。
 - 3 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。